

滋賀県立総合保健専門学校学校関係者評価懇話会設置要綱

(設置目的)

- 第1条 滋賀県立総合保健専門学校の特徴や教育内容の充実を図る。
- 2 自己点検・自己評価にとどめず、評価結果を学校関係者により客観的に検証し、学校運営の改善を図る。

(所掌事務)

- 第2条 学校関係者懇話会の内容は、次のとおりとする。
- 2 学校自己評価結果を評価する。
- 3 学校運営の改善に役立てる。
ただし、「調停」「審査」「諮問」「調査」は行わない。
- 4 学校関係者とは、卒業生・保護者・関係団体・高校関係者などをいう。

(組 織)

- 第3条 学校関係者評価懇話会は、次項の委員で構成する。
- 2 委員は、別表に掲げる構成機関の推薦する者等をもって充てる。

(議 長)

- 第4条 校長は会務を総理し、会議の議長となる。

(会 議)

- 第5条 会議は校長が招集する。
- 2 校長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。
- 3 学校自己評価結果が出た後、必要時に開催するものとする。
- 4 会員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、その代理者を出席させることができる。

(事 務 局)

- 第6条 学校関係者評価懇話会の庶務は、滋賀県立総合保健専門学校において処理する。

(そ の 他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、学校関係者評価懇話会に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

分野	団体名等
学校関係	卒業生
	保護者
	実習施設
	高校関係者
職能団体	公益社団法人滋賀県看護協会
	一般社団法人滋賀県歯科衛生士会
行政関係	滋賀県健康福祉部医療政策課